

# 第1章 目標とする姿

## 第1節 計画が目指す将来像

第1次環境基本計画では、平成19年度から平成28年度を計画期間とし、トキの野生復帰実現に向けた各種施策を設定し取り組んできました。第2次環境基本計画では、平成29年度から平成38年度を計画期間と設定し、トキの野生定着をはじめとした本市の環境全般について、目指す将来像を「<sup>いのち</sup>生命あふれる循環の島」として、豊かな環境を保護、保全、活用し、島内において資源が循環する仕組みづくりをすすめ、将来の世代に引き継ぐことを目標とします。

いのち

## 生命あふれる循環の島

～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

## 第2節 長期目標

目指す将来像の実現のために、5つの長期的な目標により施策・取組を推進します。

### 目指す将来像の実現



## 豊かな自然を守り育む

健全な生態系を維持、回復し、経済活動と環境の好循環を生み出す島を目指します。



## 地球環境を考え行動する

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用する地球環境に配慮した島を目指します。



## くらしを支える環境の質を高める

環境汚染や自然災害の防止など生活対策を進め、安全で快適な島を目指します。



## 自然環境豊かな文化と社会をつくる

豊かな自然環境を背景にした歴史・文化資源を大切にする島を目指します。



## 環境市民を形成し市民活動を展開する

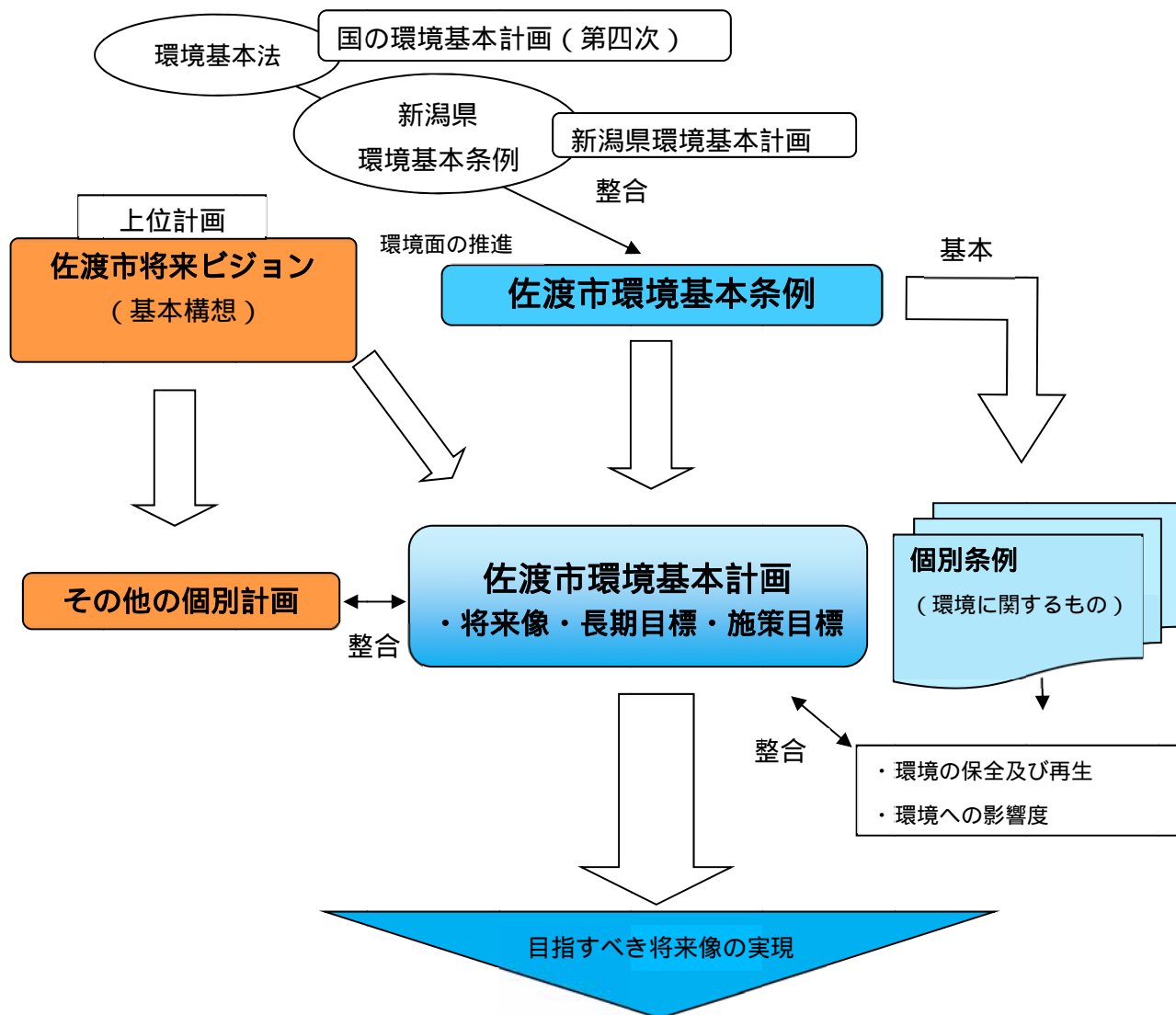
環境の大切さを学び、地域で実践する環境市民の形成を支援し、佐渡の環境の素晴らしさを世界に発信する人づくりを目指します。



### 第3節 計画の位置づけ

この計画は、佐渡市環境基本条例の基本理念のもと環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第10条の規定に基づき定めたものであり、上位計画である「佐渡市将来ビジョン」を環境面から推進する個別計画として位置づけられるものです。

個別計画での環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び再生に関する施策・事業及び環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合性を図っていくこととなります。



## 第4節 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、中間期となる5年目に見直しが必要かどうかの検討を行います。

ただし、本市を取り巻く環境や社会情勢に大幅な変化が認められた場合、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

